

第Ⅰ章 改訂の趣旨

県教育委員会では、平成29年4月、県の幼児教育の拠点としての機能強化を図るため、「鳥取県幼児教育センター」を設置、令和元年11月に「鳥取県幼児教育振興プログラム」を改訂し、幼児教育の充実に向けた取組を推進してきました。その間、増加する自然災害や世界的な感染症等のリスクへの対応、少子・高齢化やグローバル化、AI等の技術革新のさらなる進展等、社会の変化が急激に進む中、これからの社会に生きる子ども達はこれまで以上に力強く生きていく力が求められ、幼児期からの質の高い教育を提供することの重要性が高まっています。

その中で、県内では、多様な幼児教育・保育施設が開設されるなど、各地域の実態に応じた幼児教育が展開されています。

平成30年度より「幼稚園教育要領」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」「保育所保育指針」、令和2年度より「小学校学習指導要領」が全面実施されました。令和3年1月に中央教育審議会から『令和の日本型学校教育』の構築をめざして（答申）」が公表され、幼児教育の質の向上についてまとめられました。これらを受け、幼保小の架け橋期（5歳児から小学校1年生の2年間）の教育の充実を図り、全ての子どもの学びや生活の基盤を育む「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）」等が作成されました。架け橋期のカリキュラムの開発等の取組を推進していくことが必要となっています。また、「こどもまんなか社会」の実現に向け、令和5年4月に、文部科学省、厚生労働省、内閣府などの各府省に分散していた子どもに対する政策、業務等を一元化し推進する「こども家庭庁」を発足し、「こども基本法」が施行されました。

また、県教育委員会では、基本理念を「自立して心豊かに 幸せな未来を創造する ふるさとととつりの人づくり」とする「鳥取県教育振興基本計画」を令和6年3月に改定しました。この基本理念の実現に向け、「ふるさとキャリア教育」をさらに進め、地域とも連携して子どもたちの「ふるさとととつり」への理解を深めるとともに、自らの将来に夢や目標をもって主体的に学習し、グローバルな視点で考え行動できる子どもの育成に取り組むことを進めることとしています。また、子どもたち一人一人に目を向けて、子どもたちのもつ多様な個性や能力を十分に把握し、個々に応じた教育を心身の発達の過程を踏まえて行うとともに、子どもたちのウェルビーイングの向上（*）のため、子どもたちの自己肯定感を醸成する取組を推進していくこととしています。そして、乳幼児期から、周囲の人々に愛され、大切にされることで育まれる愛着形成と生きる力の基礎を育む幼児期の教育の充実が重要な取組の一つとなっています。

このような状況を踏まえ、時代の変化や新たな課題に対応した今後の本県の幼児教育の方向性や具体的な取組等の指針を示すため、プログラムを改訂することとしました。

改訂にあたっては、県内学識経験者、保護者、幼稚園・認定こども園・保育所、小学校、家庭教育、市町村保育担当課・教育委員会の関係者と県外アドバイザーからなる「鳥取県幼児教育振興プログラムの改訂に係る検討委員会」で協議いただきながら、県・県教育委員会が改訂作業を進めました。

県・県教育委員会では、このプログラムに沿って、関係課をはじめ、各市町村

と連携・協働しながら、幼児教育の充実に向けた取組、幼保小の架け橋プログラムに係る取組等を推進し、幼稚園・認定こども園・保育所・小学校等、家庭・地域を支援していきます。

今後、市町村においては、本プログラムを参考に、地域の実情に応じて幼児教育に関する政策プログラムを策定または改訂するとともに、幼稚園・認定こども園・保育所等や家庭・地域、関係機関等と連携・協働して、地域全体の幼児教育の質の向上を図ることや架け橋期のカリキュラムの検討・開発等に主体的に取組み、幼保小の協働実施の支援を行うことが期待されます。また、幼稚園・認定こども園・保育所等においては、グランドデザイン、全体的な計画、指導計画の作成等、カリキュラム・マネジメントの充実を図り、義務教育以降の学びを見通した幼児教育の質の向上を図ることが期待されます。園・小学校等においては、幼児期に身に付けた力を義務教育以降の学びにつなぐため、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに相互理解による接続を見通したカリキュラムの編成・実施・改善を行うこと、特に、架け橋期のカリキュラムの検討・開発等においては、幼保小が協働し、共通の視点をもとに協議することを通して、地域の実態に応じた取組の推進が望まれます。

なお、本プログラムは、0歳から就学前の乳幼児及び小学生等を対象とし、発達や学びの連続性を踏まえた一貫性のある教育の実現をめざしており、おおむね5年を目途に、必要に応じて見直していくことにしています。

- ＊ 子どもたちのウェルビーイングの向上・・・国の教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）では「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」をコンセプトの一つとし、子どもだけでなく、地域や社会がウェルビーイングを感じられる教育の在り方が求められています。
「鳥取県教育振興基本計画」第四章 目標1 社会全体で学び続ける環境づくり」

ウェルビーイングとは

- ・身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。
- ・多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念。

「第4期教育振興基本計画リーフレット」（文部科学省）

「推進の柱」ごとに以下の指標・数値目標を設定し、取組を評価するとともに新たな取組へ反映させていきます。

推進の柱	指標	現況値	目標値
柱1	カリキュラム・マネジメントの実施割合（※1） （組織的かつ計画的に各園の教育活動の質の向上を図ること）	75.0%	全ての園で実施
	特別支援教育体制に係る園内委員会の効果的な開催の割合（※1）	60.0%	80%
柱2	研究テーマを意識した研修計画の作成割合（※3）	65.0%	80%
柱3	園と小学校等の管理職同士の連絡協議会の実施割合（※2）	89.7%	全ての小学校区等で実施
	園と小学校等の合同研修会・保育体験等の実施割合（※2）	82.1%	全ての小学校区等で実施
	架け橋期のカリキュラムに係る園と小学校等との協議の実施割合（※2）	80.3%	全ての小学校区等で実施
柱4	家庭教育に関する保護者研修会の実施割合（※3）	51.7%	70%
	メディアとの接し方 親子のふれあいを進める取組	62.9%	80%
柱5	地域資源を生かした活動の実施割合（※1）	70.0%	全ての園で実施

（出典）※1 令和6年度学校教育実施状況調査（調査対象：公立幼稚園・幼保連携型認定こども園20園）

※2 令和6年度学校教育実施状況調査（調査対象：小学校・義務教育学校前期課程117校）

※3 令和3年度鳥取県幼児教育調査（回答したすべての施設種の園292園）

・数値目標は、取組の状況や達成状況等を踏まえ、見直す場合があります。